

オーストラリアに於ける米流通と 米先物市場形成の可能性

立 岩 寿 一

1. はじめに - コメ産業としてのオーストラリア稲作 -
2. オーストラリアの米生産
 - 1) オーストラリアの米生産地域
 - 2) 稲作経営の特徴
 - 3) 稲作農家数、米生産量等
3. オーストラリアの米流通
 - 1) ニュー・サウス・ウェルズ州の米産業関連組織
 - 2) 米生産者組合会社による生産・流通統制
4. 先物市場形成の可能性
 - 1) 生産者の意見
 - 2) 米生産者組合会社の意見
 - 3) 流通業者・小売店・輸出商社の意見
5. おわりに - 日本の米市場との関係から -

1. はじめに - コメ産業としてのオーストラリア稲作 -

オーストラリアの米生産は、ニュー・サウス・ウェルズ (NEW SOUTH WALES) 州を中心とした地域に集中しているが、その品種は中粒種が多い。

オーストラリア米の輸出量は、全生産量の75～80%にもおよび、オーストラリア米生産が国際市場に依存していることを示している。輸出先としては、アジア各国や EU と共に中・短粒種米の一大市場である我が国の米市場にも輸出されており、オーストラリアにとっては日本市場の重要性は高い。

日本のオーストラリアからの米輸入量は、輸入量全体の中では、ほとんどの場合、アメリカ、中国に次いで第三位か、アメリカに次いで第二位であり、SBS 輸入では第三位の場合が多い。しかし、アメリカからの輸入米は中粒種価格が不安定で、中国からのそれは品質が劣ったり納期が不安定等の問題があるなかで、オーストラリアの中粒種は、日本国内でも量販店や外食産業等の大量消費者に人気が高い米である。

このようなオーストラリア産米であるが、オーストラリア国内では最近、アジア系国民の

増加や米食の普及等で米消費量が増大している。しかも、高価格米の人気が高くその消費も増えていて、高級米生産への動きが見られ始めた。高級米消費の増大は、多くの先進国と同様に、オーストラリアでも日本食ブームが起こっており、それが消費増大の一因となっている。また健康志向に起因する米消費の増大も指摘されている¹⁾。高級米の代表である短粒種の生産や有機米生産も増えつつあるとはいえ、その量はまだまだわずかで国内市場もかなり限定されたものでしかない。

ところでオーストラリアの米流通は、ほぼ全量が米生産者組合会社 (Ricegrowers Co-operative Limited of Australia : 以下、米生産者組合会社とする) によって担われている。オーストラリアでは元来、穀物の流通は「穀物ボード」による管理が主流だったが、政府による管理への批判から民間の米生産者組合会社による流通管理へと移行してきた。むしろ「ボード」からオーストラリア米生産者組合会社への移行は、「官から民」への移行を示しているとはいえ、基本的に流通を独占的にコントロールしている点では変わりはない。

このようなオーストラリアの米をめぐる状況の中で、米価格の決定は、生産者価格でも卸売価格でも、米生産者組合会社のオファー価格が決定的な影響力を持つことになる。しかし、オーストラリア国内米市場の輸入自由化が進む中で、また輸出依存の市場構造の中で、この米価格決定メカニズムも多面性を帯び始めていると言えよう。とくに、輸出価格の決定に当たっては、米生産者組合会社のオファー価格をもとに輸出商社が決定するが、他国との競合が激しいため、必ずしも米生産者組合会社提示価格での販売が可能な状況ではなくなることもある。そのため、輸出価格の不安定性が指摘され、かつそのリスクヘッジが問題となりつつあると言っても良い。

本章では、かかるオーストラリアの米生産動向、流通の特徴等を分析し、米先物市場形成の可能性を検討してみたい。

2. オーストラリアの米生産

1) オーストラリアの米生産地域

現在のオーストラリアの米生産地帯は、第1図に見るように、大陸内陸部のニュー・サウス・ウェールズ州に集中している。かつてはクイーンズランド州でも生産されていたが、1990年代前半に当地の米生産がサトウキビに取って代わられて以降、クイーンズランド州での米生産は統計にも現れない程度でしかない²⁾。

ニュー・サウス・ウェールズ州では、同州南部のマリー川 (Murray River) とマランビッジ川 (Murrumbidgee River) に挟まれたリベリナ (Riverina) 地方が米生産の主要地域だが、リベリナ地方はさらに、灌漑区で三つの地域に区分されている (第1図参照)。すなわちマランビッジ灌漑区 (Murrumbidgee Irrigation Area)、コーリンバレー灌漑区 (Coleambalby Irrigation Area)、マリーバレー灌漑区 (Murry Valley Irrigation District) の三つである。リベリナ地方は、年間降水量が300~600ミリという乾燥地帯から半乾燥地

帯に属し、そのため、灌漑が行われないと自然草地にもとづく放牧程度の農業しかできない土地が広がっている。かかる降水量の条件から言えば、オーストラリアの主要米作地方は、本来的には穀物栽培、とくに水田農業には適さない地方であることになる³⁾。このような条件にも関わらず当地がオーストラリア稲作の中心地となり得たのは、灌漑施設の整備によるものである。

このニュー・サウス・ウェールズ州での米生産は、カリフォルニア州の稲作と同様に、灌漑農業として行われているが、灌漑を可能にしているのが先に述べたマリー川とマランビッジ川なのであり、両河川は、大分水嶺山脈を水源としている。そのため、大分水嶺山脈に降る冬の雪量が両河川の水量を決定し、その水量がリベリナ地方の水田への水供給量を制限し、そしてオーストラリア稲作の生産量もまた両河川によって、すなわち両河川の水量によって、いいかえれば大分水嶺山脈に降る冬季の雪量によって制限されることになるのである。

リベリナ地方の気温は、1月の平均気温で25～30度、夏の最高気温は40度にもなる。リベリナ地方の稲の生育にとって大切な気温条件は、穂を形成する1～2月の時期（幼穂形成期）に摂氏15度以下に気温が低下しないことであるが、内陸部のここでは昼夜の寒暖差が大きく夜間気温がそれ以下に低下する恐れがある。そのため、湛水を深くして夜間気温の低下に対応している。日照時間も年間3,000時間を超えるため稲の生育には充分であり、土壌の保水能力も高い⁴⁾。

いずれにせよ、オーストラリア稲作の中心地であるリベリナ地方は、水の確保という問題を除けば稲作に適している地方とすることができよう。

それゆえに、この水確保問題がオーストラリア稲作をめぐる生産上の最大の課題なのであり、各年の播種面積や生産量の変動の要因ともなる。

またオーストラリア稲作にとっての制約要因として、塩害被害がある。リベリナ地方の土壌は、ほとんどの地域の土壌が強いアルカリ性であり、高温のため毛細管現象により高いアルカリ成分を含む土壌中の水が上昇し、乾燥して、土壌表面に塩分が残る。そのため塩害が発生し、牧草すらも生育しない作物栽培に適さない地域もある。また保水能力の高い水田の場合にも水が地下にしみこみ、アルカリ性の強い地下水位の上昇を招き、排水路の水は強い塩分を含むことになる。そのため、稲作用の水は一回の使用しかできず、いわゆるフレッシュ・ウォーターのみが稲作用の用水となる。このため、ただでさえ貴重な用水が繰り返して使えなくなり、用水の確保問題を深刻にするのである。このような、水資源が不足する状況下で、水田用水の再利用が行えないという水問題は、カリフォルニアでも同じであり、灌漑農業の宿命とも言って良い問題であろう⁵⁾。

2) 稲作経営の特徴

かかる自然条件の中で行われているオーストラリア稲作の経営的特徴は、まず第一に、その経営規模の大きさであろう。第1、2表にみるように、2002年のオーストラリアの米

収穫面積は、147千ヘクタールで栽培農家数は2,261戸だったが、この数値では一戸当たり収穫面積は65ヘクタールとなる。しかし2002年は早魃の年だったため、収穫面積は激減していた。前年の2001年の収穫面積（182千ヘクタール）と農家数（2,499戸）をとると72.8ヘクタールほどになる。この経営面積は、同じく中粒種米生産が中心のアメリカのカリフォルニアにおける稲作農家の平均経営面積と比較すると小さいが、わが国と比較すると極めて大規模である。米生産者組合会社によると、最大の稲作農場の収穫面積は約200ヘクタールにもものぼるといふ⁶⁾。

この面積を栽培し収穫するには、秋の耕起から春の収穫まで、大型機械化一貫体系による作業が行われている。すなわち、大型トラクターによる播種前の耕起から飛行機による播種、大型コンバインを使用した収穫、そして大型トラクターによる耕起という一連の大型機械化一貫体系が完成されており、この作業体系故に、家族農場としての大規模経営が実現されているのである。

また、ニュー・サウス・ウェールズ州を中心とするオーストラリアの稲作は、徹底した輪作体系にもとづき栽培されている。輪作を採る理由は、水不足問題や地力維持のため等々であるが、基本的な輪作体系は7年輪作で4年牧草3年穀作というものである。具体的には、1年目から4年目まではクローバーなどの牧草を栽培し、放牧地として利用した後の5年目にほとんど無肥料で稲作を行い、6年目には窒素質肥料を中心とした施肥により稲作を行う。そして7年目には小麦や大麦を栽培し（牧草混播の場合もある）、翌年（8年目）輪作体系の1年目に戻るといふものである。

むろん、小麦価格や米価格、水確保量の状況等により、上の輪作体系もいくつかのバリエーションを持つが、基本的にはこの体系である⁷⁾。

かかる大規模経営、大型機械化一貫体系と土地利用のもとでの稲作では、収量追求型栽培が行われている。オーストラリア稲作の土地生産性は、第3表に示されるように高い単位面積当たり収量を実現している。単収は依然として伸び続けており、中粒種の土地生産性としてはカリフォルニア州稲作より高いのである。

この高い土地生産性を可能にしたものは、栽培方法と品種改良であった。栽培方法としては、上に述べた7年輪作の徹底が大きな要因となっている。7年の内3年は放牧下の牧草栽培のため、土壌改善や有機質肥料の追加がなされ湿地性雑草対策も行われるし、その後の稲作でも乾地性雑草防除が効率的となる。また7年目の麦類栽培も湿地性雑草対策となっている。この輪作により、土壌改良と雑草防除が有効に行われるのである。また80年代以降、灌漑施設の充実により、タイムリーな灌漑が可能となり、より有効な灌漑が行われていることも単位あたり収量増大の一因となっている。

収量増大には、高収量品種の開発と普及も大きな要因であった。オーストラリアでは1980年代以降、国内消費の増大と灌漑水節約の必要性の高まりから、高収量品種の開発がすすんだ。その結果、現在の主力品種である Amargo の高収量化が達成され、しかもその普及がみられたのであった（第4表）。近年最高の収量だった2001年のヘクタールあたり

収量9.47トン、良好な天候と水に恵まれた結果であり、特別な年度であったといえるが、しかしへ通常年でもヘクタールあたり8.5トン水準の達成は十分可能だという⁸⁾。実際、過去五年間の平均収量でも8.93トンを実現しており、凶作の2002/03年度でも8.43トン、2003/04年予想でも9.76トンの数値が示されている（第2表参照）。

ただし、この高収量追求型品種選択は、良食味米の生産とは相反することにも注意する必要がある。ヘクタールあたり8.5トンを超す収量の米は、中粒種と言えども食味の点では中・低級であり、日本市場のような高食味米市場での白飯消費用米としては、グレードが落ちる可能性もある⁹⁾。

いずれにしろ、オーストラリアの稲作経営は、上に述べた大型機械化一貫体系・省力栽培（低コスト栽培）中粒種中心、土地生産性の高さ等々の特徴を持っていると言って良い。その特徴は、オーストラリア稲作の市場環境や流通システムが強く反映しているものであるが、その点については第三章で説明することにしたい。

3) 稲作農家数、米生産量等

かかるオーストラリア稲作を担う稲作農家（農場）数は、わずかに2,500戸程にすぎない（第1、2表参照）。2002年には2,261戸に減少しているが、これは2002年の厳しい旱魃により稲の栽培ができなかった農家が増大した結果であろう。過去10年間で見ても、この稲作農家数2,000戸以上という数値に変わりはないし、むしろ増加傾向にある（第1、2表参照のこと。以下の分析も同表にもとづいている）。

収穫面積も、2002年には旱魃による減少があるものの、傾向としては増大傾向にあり、ほぼ150万ヘクタール前後の面積の栽培が可能であるといわれている。2001年の天候や水確保での良好な条件下では180万ヘクタールが記録されていることに示されるように、潜在的な稲作可能面積は大きい。それはむしろ、灌漑水の確保の制約を受けないという条件を必要としていることである。

しかもその稲作農家、収穫面積は、ほぼ総て（生産量の99.9%）がニュー・サウス・ウェールズ州に集中している。そのことは、オーストラリア稲作は生産の中心地であるニュー・サウス・ウェールズ州の諸規制により左右されることを意味しており、灌漑水規制、農薬・化学肥料規制、有機農業規定等々に関する諸規制の検討では、ニュー・サウス・ウェールズ州法規の分析が必要となることを示している。

ニュー・サウス・ウェールズ州内の稲作地域は、先述のようにマランビッジ灌漑区（MIA）、コーリンバレー灌漑区（CIA）、マリーバレー灌漑区（MV）があるが、そのうち稲作の中心地は農家数の点でも収穫面積の点でもマリーバレー灌漑区である。以下、マランビッジ灌漑区、コーリンバレー灌漑区の順となるが、ただし、マリーバレー灌漑区は農家数比率に比した収穫面積比率が低く、他の2地域に比較すると小規模な稲作農家が多いことが見て取れる。実際、2001年の各地域の一戸あたり平均収穫面積は、マランビッジ灌漑区94.6ヘクタール、コーリンバレー灌漑区79.7ヘクタール、マリーバレー灌漑区61.6ヘ

クタールであり、2002年にもそれぞれ81.3ヘクタール、71.0ヘクタール、54.0ヘクタールである。また一戸あたり平均生産量も、マランビッジ灌漑区、コーリンバレー灌漑区、マリバレー灌漑区の順で2001年には902.6トン、745.5トン、583.6トン、2002年には746.9トン、579.2トン、439.8トンだった。ヘクタールあたり平均収量で見ても、この順位は変わらない。

かかる数値から言えば、農家数や収穫面積から見たオーストラリア稲作の中心地はマリバレー灌漑区であるが、そこでの稲作は他地域に比し小規模で単位あたり面積収量も低い稲作がおこなわれていることになる。他地域、とくにマランビッジ灌漑区では、大規模で高収量の経営が展開しており、その点でのオーストラリア稲作の中心地は同地区となるう。

3. オーストラリアの米流通

以上のようなオーストラリア稲作にもとづき生産された米は、日本やアメリカとは異なる流通システムによって流通している。すなわち、米生産者組合会社によるほぼ独占的な流通システムによって流通しているのである。

1) ニュー・サウス・ウェールズ州の米産業関連組織

まず、オーストラリア米産業の中心地であるニュー・サウス・ウェールズ州の米産業関連組織を解説しておこう。第2図は、その関連組織を示しているが、Ricegrowers Association of Australia、The Rice Marketing Board for The State of New South Wales、Ricegrowers Co-operative Limited（米生産者組合会社）の3組織が、ニュー・サウス・ウェールズ州の米生産から流通に関する組織である¹⁰。

米生産者の組織である Ricegrowers Association of Australia は、州内に8支所を有し、生産者に病虫害情報、水資源情報、栽培情報等の生産に関する各種情報及び経理や経営情報等を提供する組織である。この組織は、生産情報の提供と生産者間の親睦等を目的とした活動をしており、集荷、貯蔵、精米、流通等商業活動には関係していない。いわば生産者に対する生産関連の広報、情報提供組織といえよう。

米産業の指導・監督機関である The Rice Marketing Board for The State of New South Wales は、いわゆる「穀物ボード」の中の「米ボード」であり、州法に基づいて設置されている組織である。かつては、このボードが生産者から生産した米の全量を集荷し、販売委託を受け（実質的には全量を買取り）、それを米生産者組合会社を含む精米会社に委託して精米し、その後、流通会社に販売を委託し代金を決済する機能を有していた。その時代のボードは、米現物の確保から精米、流通までの管理を独占的に行っていたのであり、生産者価格を決定し流通量を管理し、卸売価格の決定にも絶大の影響力を持っていた。しかし、1980年代後半以降は、かかる公的機関としてのボードの機能に対する国外からの批

判が高まり、1985年には、集荷、精米、販売の機能を米生産者組合会社が担当するようになった。その結果、ボードの役割は次第に縮小し、生産者から販売委託を受け、それを根拠に米生産者組合会社に集荷と精米、販売を依頼するだけの役割になったという。ボードはいわば形式上でのみ生産者から販売委託を受けていることになる。1985年以降、実質的な米流通の担い手は、米生産者組合会社になったのであった。

近年ではその業務は米関連産業の指導・監督業務に集中しているという。オーストラリアの「米ボード」に関する限り、かつてのような機能はなくなっていると言えよう。ボードの運営は、生産者から選ばれた3名、州政府により指名された2名からなる5名の委員により役員会が形成されて運営されており、他に法的業務を担当する弁護士が加わっている。

このようにかつてのボードの機能は、米生産者組合会社に移行した。米生産者組合会社は、州内に4カ所の精米施設と20カ所の貯蔵施設を有し、州内で生産された米の全量、オーストラリア産米の99.9%（ニュー・サウス・ウェールズ州産米全量）を精米するとともに、それゆえ米流通の全量を支配していることになる。州内の生産者全員が株主である同社の運営は、生産者の組合という性格上、生産者を中心とした役員会が行っている。役員会は、6名のディレクターと販売や経理等の業務専門ディレクター2名により構成されている。この米生産者組合会社の収益は、生産者組合という性格から、組合員である生産者に配当される。

かかる米生産者組合会社の米集荷から販売に関する独占的地位は、いわゆる米流通の「シングル・デスク」と呼ばれ、「米ボード」時代からの一括集荷・一括販売委託業務業者としての地位を保障するものである。

また米生産者組合会社は稲作用水配分量等「水」に関するニュー・サウス・ウェールズ州政府との交渉の窓口を担当する。先述のようにオーストラリアの米生産は灌漑水の確保が生産を左右すると言って良いが、その水は米生産地域内に湖がないため河川からしか取水できない。そして、その用水は他の農業生産のためにも供せられるため、稲作に利用できる用水量は冬季の降水量により毎年異なることになる。どの農業部門にどれほどの水量を配分するかは州政府の権限だが、この州政府との用水配分量に関するロビーイングや交渉を米生産者組合会社が担当するという。

以上の三つがオーストラリアの米関連組織であるが、ほかに **Rice Co-ordination Committee** も存在する。この組織の役割は、米関連団体の調整組織であり、実質的には上の三つの組織が実務を担いつつ、この **Rice Co-ordination Committee** が三者間の意見調整や課題への対応調整を行うことになっている。組織は、**Ricegrowers Association of Australia**、**The Rice Marketing Board for The State of New South Wales**、**Ricegrowers Co-porative Limited**（米生産者組合会社）の三者の代表からなり、事務局が置かれているが、三者の事務局が分担して担当する構成である。**Rice Co-ordination Committee** は、実質的には米関連組織として主要な役割を担っていないと言って良からう。

2) 米生産者組合会社による生産・流通統制

かかる米関連組織のもとで、オーストラリアの米流通が展開されている。そしてその流通は、先に述べたように米生産者組合会社が独占的に行っているのである。

具体的に言うと、生産された米は、形式的にはボードが生産者から販売委託を受けるが、その全量を米生産者組合会社に精米・販売委託する。しかし実質的には、全量を米生産者組合会社が生産者から集荷し、販売を依頼される。精米業務も同会社が一手に行うことになる。州内には他の精米業者が営業していないため、生産者は米生産者組合会社にしか生産した米を販売できないと言っても良い。

このような関係のもとでは、米の生産者価格も米生産者組合会社の買い入れる価格で決定することになり、生産者は販売先を自由に選択することができない。また精米業務を米生産者組合会社が独占しているため、オーストラリア国内で米の販売を行う卸業者も米生産者組合会社からしか精米を仕入れられない。輸出についても同様で、輸出商社は米生産者組合会社から精米を買うしか方法がないことになる。つまり生産者は同社を通さねば生産した米を販売できないし、卸や小売り業者、輸出商社等もここを通さねば販売用、輸出入用の米を仕入れられない。

かかる流通形態のもとでは、米の生産者価格も米生産者組合会社が買い入れる価格で決定することになり、同様に卸や小売り等の流通業社への販売価格もまた、米生産者組合会社がオファーする価格となる。さらには、商社への輸出用米価格も、同社がオファーする価格で購入することになる。しかも卸売価格は、各社に対して同価格がオファーされるという。購入量の多寡及び頻度等々で同社が販売する米価格に差が現れないのである。

このようなオーストラリアの米流通では、米生産者組合会社から仕入れる卸売業者の段階及び小売り業者の段階では、米価格の価格差が極めて少額にしか現れない現実をもたらしている。すなわちオーストラリアの米の全量が、米生産者組合会社で精米され同一の価格で他の卸売りに販売され、それが小売業者に販売されることになるため、販売する米の小売り価格差は、卸売業者のマージン差及び小売店のマージン差の範囲でしか可能にならない。

実際、第5表に示されるように、小売店での米価格には大きな差はない。カリフォルニア州産の「田牧米」の小売価格差に比すれば、その差の小ささが判明しよう。

かかるオーストラリアの米流通システムを図示すれば、第3図のようになるであろう。

また集荷から精米、販売までの独占的地位を持つ米生産者組合会社の存在、とくに精米業務を独占していることは、オーストラリア米生産量の変動をも統制するものでもある。米生産者組合会社と州政府との交渉により確保される稲作用灌漑用水量が決まれば、生産者はその範囲内で生産するしかなく、しかも精米業務も同社に独占されているので、生産者への統制はより厳格なものとなる。

かかる米生産者組合会社の独占的地位は、州政府からも認可されている。州政府は毎年あるいは数年に一度、米を含む穀物の「シングル・デスク」に関する公聴会を開催してい

るが、この米の「シングル・デスク」を米生産者組合会社に付与することは毎回認められるのである¹¹⁾。その理由は「Net Public Benefit」という考え方である。これは「公共の利益」概念としての把握であり、米生産者組合会社の「シングル・デスク」の地位は、「公共の利益」として認められているのであった。

むろん、同社の米流通に対する、そしてオーストラリア米産業に関する独占的地位及びその活動が、「公共の利益」にかなうかどうかは疑問であるが、少なくとも生産者からは圧倒的支持を受けている。同社の米買入れ価格が市場動向にかかわらず安定的であったり、高めの価格設定、収益還元率の高さ等が生産者から支持を得ている理由である。かかるシステムに対し、消費者からは考慮せねばならない程の批判は出ていないという。消費者からの批判が皆無ではなからうが、米消費が増大しているとはいえ米消費人口はいまだ少なく、また米消費層は人種的にもマイナーな存在でしかない。それゆえ、米消費者は政治勢力としてもマイナーでしかないため、消費者の批判が表面化しにくいのであろう。

こうして、米生産者組合会社がオーストラリア米の生産から精米、流通の総てを独占的にコントロールするシステムが形成されている。米生産者組合会社がオーストラリア米産業を代表すると言われるゆえんである¹²⁾。

4．先物市場形成に対する関係者の意見

以上のようなオーストラリアの米流通システムの中で、米先物市場形成に関し、米産業関係者はいかなる意見を持っているのであろうか。以下、この点を考察してみよう。

1) 生産者の意見

まず、生産者からの米先物市場に関する意見として、インタビューの結果からまとめておこう¹³⁾。

現在の米生産者組合会社の独占体制にあるオーストラリア米流通システムに関して生産者はどのように考えているかという、マランビッジ灌漑区(MIA)で132ヘクタールの収穫面積で稲作経営を行っている Louise Adcock 氏(58歳)は、現状に対する不満はないという。というのは、第一に米生産者組合会社が現在のようなシステムを作る前は、商業系精米業者による意図的な生産者価格引き下げが横行し生産者は大きな不利益を受けていたが、現在はそのようなことがないこと、第二に同社によるコントロールがあるため価格暴落などがなく、第三に同社の営業戦略が妥当で生産物の販売が確実にできること、第四に収益金の配分率が高いこと、第五に同社の運営が生産者の意見を反映していること、等々にあるという。このような意見は、同じくマランビッジ灌漑区(MIA)で98ヘクタールの収穫面積で稲作経営を行っている Gerry Lawson 氏(67歳)、またマリーバレー灌漑区(MV)で72ヘクタールの収穫面積で稲作経営を行っている Brian Graham 氏(54歳)からも聞かれた。

次に、米先物市場の必要性については、インタビューした3人とも必要ないという意見であった。その理由は、第一に米生産者組合会社のコントロールで生産者価格の変動が小さく、価格変動リスクがほとんどないこと、第二にオーストラリアの生産者はアメリカの生産者に比べると規模が小さく、したがって販売量も比較的少ない。そのため生産者が価格変動リスクのヘッジのため先物市場を利用してもかえってコストが高くなること、第三に生産者は生産に専念することで高品質米を生産でき競争に対応できるのであり、先物市場の利用などの販売戦略を自分で行なうと、その優位さが損なわれると危惧されること等である。

ただし、今後経営の大規模化を強く指向している Brian Graham 氏は、先物市場について、将来オーストラリアの稲作経営がさらに大規模化し、販売チャネルが多様性を持つようになったら、必要かもしれないと言う。むしろ現状では先物市場は必要ないし、それが必要になるのはかなりの後のことであろうと指摘していた¹⁴⁾。

以上のような生産者の見解は、現状の米生産者組合会社による米産業の統制、「シングル・デスク」システムに対する強い支持の反映であろう。生産者は、現状の米流通システムが安定的なものであり価格決定もその水準も納得できるものであると認識していることを示している。

オーストラリアの場合、長い間、穀物ボードによる統制が行なわれてきたため、生産者には流通の自由化や市場による価格決定よりも「シングル・デスク」システムによる流通・価格決定に対する信頼感が強い。そのため、流通の自由化による自由な販路選択や価格変動に対する必要性もシステムの変更の必要性も感じていないのであろう。また実際、このシステムのもとで生産者は保護を受けてきたのである。

2) 米生産者組合会社の意見

米生産者組合会社の意見は、基本的に現状のシステムを維持するものであった¹⁵⁾。換言すれば、米流通の自由化についても先物市場形成の必要性についても、あまり意識していないといつてよい。

同社によれば、オーストラリアの米流通における同社の「シングル・デスク」としての地位は、生産者から強い支持を得ているし、行政からも同社の機能は「Net Public Benefit」として認定されている。法的にもニュー・サウス・ウェールズ州法の適用を受けており、なんら問題はない。また世界の米市場がアメリカの補助金付き輸出や中国の為替操作により歪められている現状では、それに対応する必要からも、同社の米流通における独占的役割は必要なのだという。またオーストラリアの米生産量は120万トンほどであり、中国や日本に比べればはるかに少ないし、アメリカの生産量に比べても少ない。同じ中粒種生産のカリフォルニアと同規模である。しかも国内消費は24万トンから30万トン程度である。

さらに米は、世界的には生産地で消費される比率が高い農産物で、世界市場はきわめてセンシブルである。わずかな生産量の変動や消費量の変動、気象変化、国際情勢の変化等

によって国際米市場の取引は混乱し価格変動も激しい。

かかる特徴を考慮すると、オーストラリア国内の安定的生産や消費者に安定して供給を続けるためには、「シングル・デスク」の機能は重要である。それゆえ同社のオーストラリア米流通における役割は、消費者の利益にもかなうものである。

この視点に立つと、国内流通の自由化や「シングル・デスク」の放棄は、いたずらに混乱を助長するだけで、生産者にも消費者にも利益にならないという。

このような立場に立つ限り、先物市場成立の前提となる自由な流通システムやそれにもとづく価格変動は、むしろ必要と考えていないことになる。換言すれば米生産者組合会社は、彼らが「シングル・デスク」として活動するオーストラリア国内での先物市場は必要ないとしていることになる。

ただし、価格が不安定な国際市場の場合には、米先物市場の必要性を認めている。というのは、先述したようにオーストラリアの米産業は輸出産業であり生産される米の75～80%は輸出されるが、その国際市場は不安定であり、価格の変動も大きい。実際、1998年以降中粒種米の国際価格は変動が大きく昨年まで低迷していた。そのため、中粒種米の国際市場向けオーストラリア米輸出の場合にも、この価格変動をヘッジするシステムがあれば好都合であるという。

現状では、米生産者組合会社は低迷する国際市場にオーストラリア米を輸出するため、二重価格制をとって対応している。すなわち国内販売用に卸・商社に売り渡す価格と輸出商社に売り渡す価格に差を設けているのである。国内販売価格が輸出価格よりも高く設定されている¹⁶⁾。このような二重価格制による国際市場対応は、同社がオーストラリア米の「シングル・デスク」だからこそ可能だが、それにより国際市場の価格変動に対応している面もある。国内の収益により国際価格の変動分をカバーしているのである。かかる対応はコスト高で非効率的でもあり、先物市場による価格変動リスクのヘッジが可能なら、その方が有利だと判断しているのであろう。

以上が、米生産者組合会社の意見であった。同社の意見は、少なくとも国内については「シングル・デスク」の立場を維持し米の独占的流通システムを維持しつつ、輸出産業としては国際市場において先物市場を利用する可能性を示唆していよう。

3) 流通業者・小売店・輸出商社の意見

オーストラリア国内の卸・小売等の米流通業者も、先物市場の必要性を意識していないと言って良い。彼らの取り扱う食料品の中で米の取扱量は比較的マイナーで、価格変動のリスクヘッジを行う規模には達していないと言う。仮に先物市場があったとしても、手数料等の経費がかかり、先物市場を利用しても米を取り扱う経営上の意味がないのではないかと判断している。国内で流通する25～30万トンの米では、先物市場を作るには小さすぎるしまたそれを利用する意味も小さいというのである。

オーストラリア国内の卸・小売等の米流通業者はむしろ、米生産者組合会社の独占的米

流通システムの改革に関心がある。彼らによれば、「シングル・デスク」というシステムが変わり、集荷から精米、卸・小売りへの販売が自由化すれば、オーストラリア国内米価格ははるかに安くなるであろうし、消費者のニーズに対応した商品の多様化も進むと考えている。

米生産者組合会社の独占的システムの改革のためには、少なくとも、国内に同社以外の精米業者が存在することが必要だが、同社は生産者への統制が強固で独立系精米業者への米販売を決して許さない。かなりの高価格で生産者から米を購入すれば独立系精米業者も米を確保できるであろうが、その場合には卸・小売業者への販売価格は高くならざるを得ない。卸・小売業者はそのような高価格では購入しないであろうから、結局、独立系精米業者は事業ができないことになる。その結果、米生産者組合会社の独占的システムが維持されるのである。このようなシステムを打破することが必要であり、米流通の自由化が実現されれば、価格が低下し消費者が求める品質及び品種が栽培され多様化し、オーストラリアの米消費も増大するというのが、卸・小売業者等の米流通業者の主張である。

また輸出商社も、ほぼ同様の理由で米先物市場の設立には関心がないようである。彼らの米購入は、米生産者組合会社がオファーする価格でしか行えないため、しかもどの商社にも同一の価格がオファーされると推測できるため、オーストラリア国内での米業務は価格交渉ではなく必要な量の確保が主な仕事となっている。日本国内の卸業者からオーストラリア米の注文があれば、それを米生産者組合会社につないで受注量を確保するだけであると言う。このような業務では、いわゆる「仕事としての面白み」はない。しかも各商社の米取扱量はアメリカ米や中国米の取扱量に比して少なく、先物市場を通した価格変動リスクのヘッジが必要な程ではないと言う。そのため、輸出商社も又、先物市場への関心は低いのであろう。

5. おわりに - オーストラリアにおける米先物市場形成の可能性 -

以上のように、オーストラリアの米流通システムは、精米業務の独占を基礎にして流通、価格形成を米生産者組合会社が統制するものであり、また実際には生産も統制するシステムであった。輸出についても、商社は米生産者組合会社からしか米を購入できないため、輸出価格も同社によってコントロールされている。

この意味でオーストラリアの米流通は、少なくともオーストラリア産米の流通については、自由化された市場とは言い難いであろう。

かかる閉鎖的市場を前提とした場合、オーストラリア国内の米先物市場成立の可能性は低いと言わざるを得ない。

具体的には、生産者の立場では、生産に必要な灌漑水確保を米生産者組合会社に依存しているため、また生産した米は精米業務を独占する同社に販売せざるを得ないため、さらにはその個別生産者の生産量が少ないため、自由な販売は不可能になっている。しかも、こうし

た流通システムからの恩恵は満足できるものであるため、生産者の側から先物市場の成立をのぞむ機運は生まれていないのが現状である。卸や小売り、輸出商社も、米は米生産者組合会社からしか入手できないため、同社の独占的価格決定には不満を持っているものの、価格変動をヘッジしなければならないほどの量を取り扱っていないため、米先物市場への関心は低い。

このような関係の中で、オーストラリアの米先物市場の形成は、現状では議論の対象になっていないのである。

ただし、上の米生産者組合会社の独占的米流通のシステムが変化すれば、すなわちその「シングル・デスク」としての地位が失われれば、米流通の自由化がすすみ、米生産者組合会社そのものも価格の変動をヘッジする必要も生まれてこよう。とくに依存度の高い輸出に関しては、価格変動をヘッジする必要性は高くなるものと考えられる。

その場合の米先物市場は、当然のことながら短・中粒種に関するものであり、長粒種米先物市場とは異なる市場が必要とされよう。

本稿の作成に当たっては、日本米市場株式会社常務取締役 金本賢一氏から、調査に関する丁寧なアドバイスや多くのインタビュー先を紹介していただいた。またオーストラリア米生産者組合日本担当ビジネスマネージャーの陰山貞三氏には現地インタビュー先の手配等で多大のご支援をいただいた。記して感謝するものである。

【注】

- 1) 米生産者組合会社の計算によれば、オーストラリアの一人あたり年間米消費量は、20年前は約5kgだったが最近では約10kgに増大したという。最近の米消費の増大は、日本食ブームが一般消費者にも広がっており家庭での米消費が増大していること、「ロール寿司」等の日本食テイク・アウト店が増えていること、米を主食とする人口が増大していること等にあるという。
- 2) 統計には表れないが、クイーンズランド州では日本のK酒造と提携して日本酒用の酒米生産が小規模に行われているという。ただしこの酒米生産も、精米所がないため、米生産者組合会社の精米所に依頼して精米しており、今後その生産が増大するかは不明であるという(日本商社A社、食料部での2003年9月12日、シドニーにおけるインタビューによる)。
- 3) オーストラリア稲作の自然条件については、“*An Illustrated History of the Riverina Rice Industry*”, Gray Lewis, Ricegrowers Co-oprative Limmited, 1994を参照されたい。
- 4) オーストラリアの灌漑農業にとって、土壌の保水能力の高低は利用水量に関係するので重要な問題である。保水能力が高いと利用水量が少なくてすみ、水を効率的に使用できることになる。
- 5) 米生産者組合会社でのインタビューによると、最近、稲作で一度使用した水を再利用し、水資源の節約をはかろうとする試みがなされているという。その結果、水使用量は30%も減少したと言うが、この方法が一般化するかどうかはまだ不明である。というのも、再利用する水の塩分濃度が低くない限り、再利用の可能性が高まらないからである。米生産者組合会社総支配人：Milton Bazley氏へのインタビュー(2003年9月10日、シドニー)による。

- 6) 米生産者組合会社総支配人：Milton Bazley 氏へのインタビュー（2003年9月10日、シドニー）によると、稲作経営の規模拡大は灌漑用水確保が最大の要因で、この問題が解消できればさらに経営規模拡大が可能だという。
- 7) 輪作のバリエーションとしてたとえば6年目には休耕し、7年目に再度放牧用の牧草を播種するという形態もある。先の輪作形態と比較すると休耕が入る点で違いがある。
- 8) 米生産者 Louise Adcock 氏、Gerry Lowson 氏、Brian Graham 氏へのインタビュー（2003年9月10日、Leeton）及び米生産者組合会社総支配人：Milton Bazley 氏へのインタビュー（2003年9月10日、シドニー）による。
- 9) かかる高収量追求による食味の低下は、すでに1990年代半ばには指摘されていた。当時はまだ短粒種生産はそれほど増えていなかったが、その後の短粒種米を中心とした高級米指向も指摘され始めた時期であり、この高級米生産との関係で高収量品種の食味問題が指摘されたのであった。
- 10) 本章の以下の記述は米生産者組合会社および米輸出業者、卸商、小売店でのインタビューに基づいている。インタビュー対象者、インタビュー年月日等は、米生産者組合会社総支配人：Milton Bazley 氏（2003年9月12日、シドニー）、日本商社 A 社：食料部（2003年9月12日、シドニー）、日本商社 B 社：食料部（2003年9月12日、シドニー）、オーストラリア国内食料卸会社 Jun Pacific Corporation 総支配人：片桐達彦氏（2003年9月13日、シドニー）、日本食料品店 Tokyo Mart（2003年9月13日、シドニー）、オーストラリアン・ライス生産者組合日本担当ビジネスマネージャー：陰山貞三氏（2003年8月18日、東京）である。
- 11) 2003年にも米生産者組合会社は米流通に関する「シングル・デスク」を認められた。この点、オーストラリアの“*Weekly Times*”，2003年3月9日付け記事の記事を参照されたい。
- 12) 米生産者組合会社以外にも小規模の精米会社がニュー・サウス・ウェールズ州以外に1社あるというが、取扱量及びその流通に与える影響力は極めて小さく、オーストラリアの米流通は Ricegrowers Co-operative Limited が掌握していると言ってよい。
- 13) オーストラリアの米生産者へのインタビュー対象者・年月日・場所は注8)と同じである。煩雑をさけるため、下記の記述では逐一の注記は省略している。

むろん、この3人がオーストラリアの米生産者を代表するわけではないが、大規模農家として一般的な見解を聞ける人選となっていると思われる。
- 14) 米生産者 Brian Graham 氏へのインタビュー（2003年9月10日、Leeton）による。氏は、氏の意見は生産者の中でも少数派の意見であり、一般的意見とは言い難いという点を強調していた。あくまでも米先物市場ができる可能性としては、このような状況の出現が必要であるというものであることを付記したい。
- 15) 以下の記述は、米生産者組合会社総支配人：Milton Bazley 氏へのインタビューによるものである（2003年9月12日、シドニー）。
- 16) このような価格設定による輸出は一種のダンピング輸出と言っても良い。米生産者組合会社総支配人：Milton Bazley 氏によれば、オーストラリア国内売り渡し価格と輸出商社への売り渡し価格に差を設けることは当然で、それは国際市場がアメリカや中国によりゆがめられた市場となっているためだと言う。この差額の水準は公表していないが、先述の日本商社 A 社：食料部へのインタビューによれば（2003年9月12日、シドニー）輸出価格はアメリカ米価格と中国米価格の中間の水準になるような価格だという。

【参考文献】

- 1 . “ *Japan on path of unenlightenment* ” , Australian Financial Review, 9/9/2003.
- 2 . “ *Rice Keep its Single desk* ” , Weekly Times (Vic), 3/9/2003.
- 3 . “ *The Australian Farm Journal* ” , 1/9/2003.
- 4 . JETRO、海外農林水産情報、vol.56、「タイ・中国・オーストラリアの米事情」、日本貿易振興会、1994/3。
- 5 . 「我が国の米麦をめぐる国際情勢」、農林水産省、2000/12。
- 6 . “ *Annual Report 2000* ” , Ricegrowers Co-oprative Limited.
- 7 . “ *Annual Report 2002* ” , Ricegrowers Co-oprative Limited.
- 8 . “ *Annual Report 2003* ” , Ricegrowers Co-oprative Limited.
- 9 . “ *Growing Rice to Feed the World* ” , Ricegrowers Co-oprative Limited , 2001.
- 10 . “ *Rice Growers News* ” , Ricegrowers Co-oprative Limited, 8/25/2003.
- 11 . “ *Rice Growers News* ” , Ricegrowers Co-oprative Limited, 8/30/2003.
- 12 . “ *Rice Growers News* ” , Ricegrowers Co-oprative Limited, 9/9/2003.
- 13 . “ *Financial Report 2003* ” , Ricegrowers Co-oprative Limited, 2003.
- 14 . 松島正博、『オーストラリアの米産業』、家の光協会、平成6年。
- 15 . “ *Australian Crop Report* ” , No.127, 9/9, 2003, Australian Bureau of Agriculture
- 16 . “ *Australian Commodities* ” , Vol. 10, No,2, June Quater,2003.
- 17 . “ *An Illustrated History of the Riverina Rice Industry* ” , Gray Lewis, Ricegrowers Co-oprative Limited, 1994.

第1表 オーストラリア稲作関連指標

指標/年度	1992	1998	1999	2000	2001	2002
米生産農家数(戸)	2,144	2,296	2,342	2,129	2,499	2,261
内 MIA	594	671	664	670	698	640
CIA	340	374	381	389	389	366
MV	1,210	1,251	1,297	1,070	1,412	1,255
生産量(千トン)	1,094	1,322	1,382	1,089	1,744	1,242
内 MIA	353	504	518	454	630	478
CIA	209	263	252	228	290	212
MV	532	555	612	407	824	552
収穫面積(千ヘクタール)	123	140	151	132	182	147
内 MIA	38	52	54	53	66	52
CIA	23	27	28	28	31	26
MV	62	61	69	51	87	69
反収(トン/ヘクタール)	8.89	9.43	9.16	8.26	9.47	8.43
内 MIA	9.35	9.71	9.59	8.55	9.52	9.20
CIA	9.03	9.68	9.03	8.18	9.35	8.12
MV	8.55	9.08	8.88	8.00	9.47	7.97

出所) The Rice Marketing Board for the State of New South Wales, "Annual Report for the Year ended June 30, 2002", October 9, 2002, p.29. Leeton, NSW, Australia.

第2表 2002/03年度及び2003/04年度の米生産量予測

	過去5年平均	2002-03現況予測	2003/04予測
播種面積(千ヘクタール)	151	58	45
反収(トン/ヘクタール)	8.93	8.50	9.76
生産量(千トン)	1,348	391	440

出所) Australian Bureau of Agricultural and Resource Economics, "Australian Crop Report," No.127, 9 September, 2003, p12.

注) 2003年9月4日の予測。

第3表 ニュー・サウス・ウェールズ州の単位面積あたり収量 (トン/ha)

年	収 量	年	収 量
1985	6.94	1994	8.10
86	6.47	95	8.05
87	5.70	96	8.72
88	7.14	97	8.73
89	7.92	98	9.43
90	8.09	99	9.16
91	9.05	2000	8.26
92	8.89	2001	9.47
93	7.69	2002	8.43

出所) 米生産者組合会社資料より作成。

注1) 2002年は早魃によって大幅な収量低下が生じた。

2) 2002/03年現況では8.5トンが予想されている。

3) 2003/04年予想は9.76トンという高水準が予想されている。

第4表 リベリナ地方の栽培品種 (%)

粒種 / 品種名	播種面積比率	
	1995年	2001年
中 粒 種	71.9	82.2
内 Amargo	61.4	68.4
Boogan	2.1	4.1
Jarrah	5.2	6.4
Millin	3.2	3.3
長 粒 種	23.7	10.0
内 Oelde	13.5	6.3
Langi	6.6	2.2
Doongara	3.6	1.5
香 り 米	3.6	2.5
内 Goolarah	1.7	1.8
Kyeema	1.9	0.7

出所) 米生産者組合会社資料より作成。

注) 全生産量に占める比率。

他に、アルポリオ種の Illabong 米などが若干生産されているが、省略した。また2001年度の比率は合計で100パーセントとならないが、その差が短粒種米生産の比率だという。

第5表 シドニーの米小売価格一覧 (AU ドル)

	中華街食品店	Tokyo Mart	Coles(スーパー)
オーストラリア産			
短粒種 Hikari	15.75	16.25	15.90
Akitakomachi	19.35	21.15	20.20
中粒種 SunWhite	8.65	9.45	9.45
アメリカ産			
中粒種 田牧米	なし	25.10	20.45

出所) 2003年9月12日のオーストラリア現地調査による。

注) Hikari は10ポンド袋詰め。Akitakomachi は11ポンド袋詰め、Sunwhite は10kg 袋詰め、田牧米は20ポンド袋詰めの場合。

第6表 SBS による日本の米輸入量 (単位: トン)

	2001年	2002年	2003年
アメリカ	25,173	21,009	12,662
中国	50,702	24,247	48,294
オーストラリア	8,526	4,077	1,692
タイ	342	957	226
パキスタン	54	140	140
インド	18	35	72
イタリア	85	119	0
ベトナム	0	0	20

出所) 食糧庁食料流通課の資料から作成。

注) 2001年、2002年は各年第4回までの輸入米に係る特別売買の合計。
2003年は10月24日の第3回輸入米に係る特別売買までの合計。

第7表 SBS 米 (うるち精米中粒種) の日本政府買入れ価格の推移 (円/トン)

年月日	アメリカ米	オーストラリア米	中国米
15/ 5 /30	78,838	152,696	122,000
14/12/30	109,004	110,931	95,772
14/11/18	102,403	97,222	95,569
14/ 8 /30	94,836	94,121	80,450
14/ 5 /31	82,614	89,418	84,784
14/ 1 / 9	81,893	74,670	75,833
13/11/ 9	75,184	68,797	70,388
13/ 8 /31	77,118	71,218	70,981
13/ 5 /30	71,195	71,924	79,091

出所) 食糧庁食料流通課資料より作成。

第 1 図



